八十一　ノナン
八十二　二・二―ビス（ブロモメチル）プロパン―一・三―ジオール（別名ジブロモネオペンチルグリコール）
八十三　ビス（一―メチル―一―フェニルエチル）＝ペルオキシド
八十四　ビス（りん酸）三亜鉛
八十五　四―ヒドロキシ安息香酸プロピル（別名パラオキシ安息香酸プロピル）
八十六　二―ヒドロキシ安息香酸（Ｚ）―三―ヘキセニル
八十七　四―ヒドロキシ安息香酸メチル
八十八　二―ビニルピリジン
八十九　二―フェノキシエチル＝イソブチレート
九十　フェノチアジン
九十一　ブタ―二―イン―一・四―ジオール
九十二　フタル酸ジアリル
九十三　フタル酸ジイソブチル
九十四　フタル酸ジエチル
九十五　フタル酸ジトリデシル
九十六　Ｎ―ブチル―Ｎ―エチル―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トルイジン（別名ベスロジン又はベンフルラリン）
九十七　ブチル―二・三―エポキシプロピルエーテル
九十八　三―（五―ターシャリ―ブチル―一・二―オキサゾール―三―イル）―一・一―ジメチル尿素（別名イソウロン）
九十九　Ｎ―ブチルカルバミド酸＝三―ヨード―二―プロピニル
百　三―ターシャリ―ブチル―五―クロロ―六―メチルウラシル（別名ターバシル）
百一　五―ターシャリ―ブチル―三―［二・四―ジクロロ―五―（プロパ―二―イン―一―イルオキシ）フェニル］―一・三・四―オキサジアゾール―二（三Ｈ）―オン（別名オキサジアルギル）
百二　一―（四―ターシャリ―ブチル―二・六―ジメチル―三・五―ジニトロフェニル）エタノン
百三　ターシャリ―ブチル＝四―［［（一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリル）メチリデン］アミノオキシ］メチル］ベンゾアート（別名フェンピロキシメート）
百四　一―ターシャリ―ブチル―一―（三・五―ジメチルベンゾイル）―二―（三―メトキシ―二―メチルベンゾイル）ヒドラジン（別名メトキシフェノジド）
百五　ターシャリ―ブチル＝ヒドロペルオキシド
百六　四―ターシャリ―ブチルフェノール
百七　二―ターシャリ―ブチル―五―（四―ターシャリ―ブチルベンジルチオ）―四―クロロ―三（二Ｈ）―ピリダジノン（別名ピリダベン）
百八　Ｎ―（四―ターシャリ―ブチルベンジル）―四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド（別名テブフェンピラド）
百九　Ｎ―（ターシャリ―ブチル）―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド
百十　フラン
百十一　四′―フルオロ―Ｎ―イソプロピル―二―（五―トリフルオロメチル―一・三・四―チアゾール―二―イルオキシ）アセトアニリド（別名フルフェナセット）
百十二　五―プロパン―一―イル―六―（二・五・八―トリオキサドデカン―一―イル）―一・三―ベンゾジオキソール（別名ピペロニルブトキシド）
百十三　三―ブロモ―一―（三―クロロピリジン―二―イル）―Ｎ―［四―シアノ―二―メチル―六―（メチルカルバモイル）フェニル］―一Ｈ―ピラゾール―五―カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）
百十四　ヘキサフルオロプロペン
百十五　ヘキサン酸エチル（別名カプロン酸エチル）
百十六　二―ベンジリデンヘプタナール
百十七　ベンゼン―一・二・四・五―テトラカルボン酸
百十八　ホルムアミド
百十九　無水マレイン酸
百二十　メタクリル酸二・三―エポキシプロピル
百二十一　メタクリル酸ブチル
百二十二　メチル＝三―クロロ―五―（四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）―一―メチルピラゾール―四―カルボキシレート（別名ハロスルフロンメチル）
百二十三　三―メチル―一・五―ジ（二・四―キシリル）―一・三・五―トリアザペンタ―一・四―ジエン（別名アミトラズ）
百二十四　二―（四―メチルシクロヘキサ―三―エン―一―イル）プロパン―二―イル＝アセタート（別名酢酸テルピニル）
百二十五　六―メチル―一・三―ジチオロ［四・五―ｂ］キノキサリン―二―オン
百二十六　四―メチル―二・四―ジフェニルペンタ―一―エン
百二十七　メチル―Ｎ′・Ｎ′―ジメチル―Ｎ―［（メチルカルバモイル）オキシ］―一―チオオキサムイミデート（別名オキサミル）
百二十八　二―メチル―Ｎ―［四―ニトロ―三―（トリフルオロメチル）フェニル］プロパンアミド（別名フルタミド）
百二十九　一―メチル―一―フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド
百三十　七―メチル―三―メチレンオクタ―一・六―ジエン（別名ミルセン）
百三十一　二―メルカプトエタノール
百三十二　二―メルカプトベンゾチアゾール
百三十三　ラクトニトリル
百三十四　硫酸ジエチル

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第二項の規定に基づき令和六年度以降において届け出るべき同条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量（以下「排出量等」という。）について適用し、同条第二項の規定に基づき令和五年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　後藤　茂之
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄